

貯水槽を設置して水道をご使用されているみなさんへ

貯水槽(受水槽や高置水槽)は主にアパートやマンションなどの中高層の建築物、工場や学校及び病院などのように一度に多量の水を必要とし、貯水機能を必要とするところに設置されています。

また、場合によっては一般住宅などにおいても設置されています。このような建物に付属されて設けられている貯水槽を含む水道設備を「貯水槽水道」といいます。その管理は所有者または設置者の義務となっています。

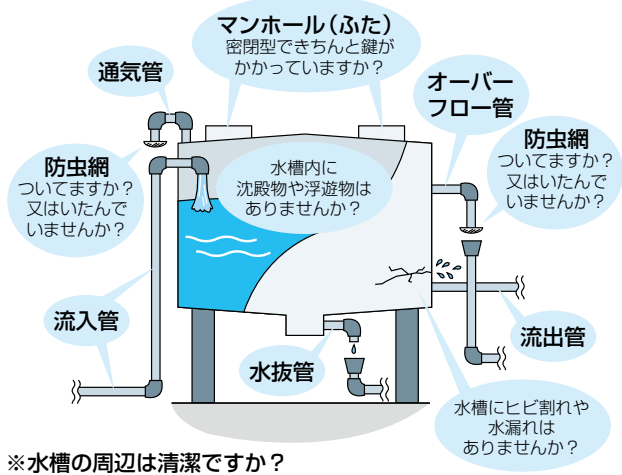
◆貯水槽水道の管理区分

貯水槽水道は受水槽の容量(有効容量)によって次の2つに分けられます。

- ①簡易専用水道(容量が10㎡を超えるもの)
 - ②小規模貯水槽水道(容量が10㎡以下のもの)
- 受水槽の有効容量が10㎡を超える簡易専用水道については水道法の規制を受けるため、定められている管理基準に従って管理をおこなひ、さらに毎年1回以上定期的に、厚生労働大臣登録検査機関で検査を受けなければなりません。
- 小規模貯水槽水道においても設置者が簡易専用水道に準じた管理をするように努めてください。

◆水道法に定める管理基準

- ①水槽の清掃を毎年1回以上定期的に、おこなうこと。
- ②有害物、汚水等によって水が汚染されるのを防止するために定期的に点検をおこなうこと。
- ③給水栓(蛇口等)における水の色、にごり、におい、味、その他の状態により水の異常を認めるときは、水質検査をおこなうこと。



貯水槽の断面図

登録検査機関情報等、貯水槽水道についてさらに詳しくホームページ(<http://water-oketa.jp/>)をご覧ください。トップページ▽業務案内▽貯水槽水道について

- ④供給する水が健康を害するおそれがあったら、ただちに給水を停止し、関係者に周知させる措置を講じること。

◆水槽の点検項目

点検については図を参考にしてください。定期的におこなうようお願いいたします。

◇問い合わせ 給水課 給水係 048-591-2775(代)

水道議会だより

令和2年第2回定例会が8月25日(火)に開催され、次の議案が原案のとおり承認、可決、認定及び同意されました。

○専決処分承認を求めるとについて(令和2年度桶川北本水道企業団水道事業会計補正予算(第1号)について)

○桶川北本水道企業団水道事業の設置等に関する条例及び桶川北本水道企業団監査委員条例の一部を改正する条例について

○桶川北本水道企業団行政不服審査法関係手数料条例の

一部を改正する条例について

- 令和元年度桶川北本水道企業団水道事業会計剰余金の処分及び決算認定について
- 埼玉県市町村総合事務組合の規約変更について
- 監査委員の選任につき同意を求めることについて

年末年始の業務について

年末の業務は12月28日(月)までとなり、年始は1月4日(月)から業務開始となります。年末は業務が大変混雑しますので、水道料金のお支払い、水道の使用開始・中止のご連絡はお早めにお願ひします。

なお、漏水修理などの緊急の受付は年末年始も平常どおりおこないます。

手洗いで感染症対策

新型コロナウイルスの脅威に加えて、冬場は乾燥や寒さにより、風邪やインフルエンザが流行する季節です。

感染症対策の基本はこまめな手洗いです。心がけましょう。